

広島県告示第三百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内
水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十八年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

江の川漁業協同組合

2 住所

三次市三次町一八五七番一号

二 免許番号

内水共第四十号

三 変更の内容

第五条の表を次のように改める。

	ア 区 域	イ 漁具, 漁法	ウ 期間
1	馬洗川における三次市南畑敷町, 南畑敷頭首 工上流30mから同頭首工下流70mまでの区域	全漁具, 漁法	全期間
2	神野瀬川における三次市君田町, 記念橋上流 50mから同橋下流松ヶ瀬井堰までの区域	全漁具, 漁法	全期間
3	江の川における三次市栗屋町長谷川右岸と江 の川左岸の合流点から江の川右岸を真北に見 通した直線から下流, 江の川左岸の三次市栗 屋町と安芸高田市高宮町の境界点から江の川 右岸, 中国電力株式会社の導水路第一排砂門 下流端を見通した直線に至るまでの区域	全漁具, 漁法	全期間
4	上下川における三次市三良坂町, 灰塚ダム本 堤上流1,000mから同本堤下流240mまでの区 域	全漁具, 漁法	全期間
5	上下川における三次市吉舎町, 知和堰堤中心 部から下流1,150mまでの区域 (灰塚ダム知 和ウエットランドの区域)	全漁具, 漁法	全期間
6	馬洗川における三次市吉舎町, 巴橋上流50m から同橋下流190mまでの区域	全漁具, 漁法	全期間

7	布野川における三次市布野町，道の駅「ゆめランド布野」親水公園遊歩道の間150mの区域	全漁具，漁法	全期間
8	長瀬川における長瀬川と江の川本流の合流点から安芸高田市高宮町川根所在の新出井堰までの区域	友釣，投釣，箱・籠づけ，竿釣を除く全漁具，漁法	あゆ解禁日から 7月20日まで
9	馬洗川における水道橋から鵜飼乗船場ランド内の区域 (ハヤ釣り専用区)	はやを目的とした竿釣りを除く全漁具， 漁法	10月1日から 翌年3月31日まで
10	美波羅川におけるJ R芸備線の美波羅川橋梁から馬掴橋までの区域	友釣，ちよんがけ， ちやぐり，投釣，のべなわ，ほこづき， あなづり，箱・籠づけ，竿釣を除く全漁具， 漁法	あゆ解禁日から 6月30日まで
11	上下川における三次市向江田町池田所在の池田井堰上流側から下流450mまでの区域	友釣，ちよんがけ， ちやぐり，投釣，のべなわ，ほこづき， あなづり，箱・籠づけ，竿釣を除く全漁具， 漁法	あゆ解禁日から 6月30日まで